

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成24年7月21日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県警察本部長（以下「実施機関」という。）に対し、「幼児のオムツ交換をするための行為が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号で規定する「日常生活上の世話」に該当することについて、奈良県警察本部及び各警察署が所属警察官に周知徹底を図ったもの。」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年8月1日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書を作成又は取得していないため不存在として、行政文書の不開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、平成24年9月22日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第5条の規定に基づき、実施機関の上級行政庁である奈良県公安委員会（以下「諮問実施機関」という。）に対し、本件決定の取消しを求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成24年10月4日、諮問実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

原処分を取り消し、当該行政文書を開示するとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

最近、後部座席にシートベルトの装着義務のない車両に対して、警察官が誤った違反告知を行った事案が多数報告されている。このような状況の下、実施機関は、所属

警察官にチャイルドシートの免除規定についても併せて周知徹底を行い、管内において類似事案が発生しないよう努めて然るべきであり、当該行政文書が存在しないとは考えられない。

第4 諮問実施機関の説明要旨

諮問実施機関が、理由説明書及び口頭理由説明において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 理由説明書

(1) 幼児用補助装置の使用に係る義務の免除について

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「道交法」という。）第71条の3の普通自動車等の運転者の遵守事項のうち、同条第3項には幼児用補助装置の使用義務が規定されている。

同条項ただし書には当該使用義務の免除について規定され、これを受けて政令である道路交通法施行令（昭和35年政令第270号。以下「施行令」という。）第26条の3の2第3項第5号において、「運転者以外の者が授乳その他の日常生活上の世話（幼児用補助装置を使用させたままでは行うことができないものに限り。）を行っている幼児を乗車させるとき」は幼児用補助装置の使用義務が免除されるとされている。

「幼児用補助装置の使用に関する規定」は、道路交通法の一部を改正する法律（平成11年法律第40号）及び道路交通法施行令の一部を改正する政令（平成11年政令第229号）により新設され、平成12年4月1日から施行されたものであり、以後改廃はされていない。

(2) 不開示とした理由

審査請求人が求めている行政文書は、「幼児のオムツ交換をするための行為が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号で規定する「日常生活上の世話」に該当することについて、奈良県警察本部及び各警察署が所属警察官に周知徹底を図ったもの。」との内容であり施行令において、特に「日常生活上の世話」に関しての免除規定について、特定の職員に指示、教養等を実施した行政文書であると認められた。

したがって、交通指導取締りを実施する交通指導課、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊、奈良警察署、奈良西警察署、生駒警察署、郡山警察署、西和警察署、天理警察署、桜井警察署、宇陀警察署、田原本警察署、橿原警察署、高田警察署、香芝警察署、五條警察署、吉野警察署及び中吉野警察署の合計19所属が保有している研修起案文書、研修資料及び教養資料について検索を実施したが、本件開示請求に係る行政文書が保管されていなかったことから、本件決定を行ったものである。

なお、検索の過程において、所属によっては研修資料の中に座席ベルトの取締りに関するものが認められたが、審査請求人が求めている幼児用補助装置の使用に係る義務の免除に関する説明等は記載されていなかったため対象文書として特定しなかった。

(3) 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、審査庁である公安委員会としては、本件決定について原処分維持が適当と考える。

2 口頭理由説明

日常生活上の世話に関する判断基準は、幼児用補助装置使用義務違反は日常的に発生していることから、ごく一般的な判断基準であり、交通違反を取り締まる警察官ならば、誰でも知っている内容であると思われる。

交通取締りを実施する所属が、独自に警察官に対する研修等で本件開示請求の内容を含んだ資料等を作成している可能性もあるため、交通指導課を含む19所属を主管課として保有する行政文書の検索を行ったが、該当する文書は保有していなかった。

平成11年の警察庁からの通達等に記載されている日常生活上の世話について、各所属が改めて説明するような文書は作成していない。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

したがって、当審査会は県民の行政文書開示請求権を十分尊重するという条例の趣旨に従い、諮問実施機関の意見聴取のみにとどまらず、審査に必要な関係資料の提出を求め、当審査会により調査を行い、条例の適用について判断することとした。

2 行政文書の不存在について

審査請求人は、「幼児のオムツ交換をするための行為が道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第26条の3の2第3項第5号で規定する「日常生活上の世話」に該当することについて、奈良県警察本部及び各警察署が所属警察官に周知徹底を図ったもの。」の開示を求めているのに対し、諮問実施機関は、当該文書を作成又は取得していないため不存在であると主張しているため、以下検討する。

施行令第26条の3の2第3項第5号とは、道交法第71条第3項第3号に規定する幼児用補助装置の使用義務について、日常生活上の世話を行っている幼児を乗車させるときは当該義務が免除される旨定めた規定である。

施行令の解釈運用については、警察庁からの通達等により統一的に示されるべきものと考えられるところ、審査請求人が開示を求めているのは、奈良県警察本部の各所属及び警察署が当該通達等の内容を所属警察官に周知徹底を図るために作成又は取得した行政文書のうち、幼児のおむつ交換をするための行為が施行令第26条の3の2第3項第5号に規定する「日常生活上の世話」に該当することについて記載されたものであると解される。

諮問実施機関は、奈良県警察本部及び各警察署における研修資料等に当該記載が含

まれている可能性があると考え、保有する文書を確認したところ、座席ベルトの取締りに関する記載は認められたが、幼児用補助装置の使用に関する記載は認められなかったとのことである。

もとより、研修資料等は、奈良県警察本部及び各警察署において、所属警察官に対し周知徹底する必要があると判断された内容を基に作成されるものと考えられ、当該通達等の内容の全てが網羅されていなければならないとは認められない。したがって、当該研修資料等に幼児用補助装置の使用に関する記載は含まれていないとしても、必ずしも不自然ではない。

以上のことから、本件開示請求に係る文書を作成又は取得していないとする諮問実施機関の説明に、特段不自然、不合理な点はなく、当該行政文書が存在すると推測させる特段の事情もない。

したがって、本件開示請求に対応する行政文書は存在しないとする諮問実施機関の説明は是認できると判断する。

3 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成24年10月4日	・ 諮問実施機関から諮問を受けた。
平成24年11月15日	・ 諮問実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年11月18日 (第189回審査会)	・ 事案の審議を行った。 ・ 事案の併合を行った。
平成27年12月16日 (第190回審査会)	・ 諮問実施機関から不開示理由等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年1月13日 (第191回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成28年2月23日 (第192回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成28年4月15日	・ 諮問実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
い る め よ し お 以呂免義雄	弁 護 士	会 長 代 理
く ぼ ひ ろ こ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授 (住生活・住環境学)	
の だ た か し 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 (行政法)	
ほ そ み み え こ 細見三英子	元産経新聞社記者	
み な み が わ あ き ひ ろ 南川 諱弘	大阪学院大学法学部・大学院法学 研究科教授 (行政法)、弁 護 士	会 長